

戦争—和睦なるよう

はじめに

戦争は何故なくならないのか。19世紀初頭に活躍したクラウゼヴィッツは、「戦争は政治的手段とは異なる手段をもって継続される政治にほかならない」と喝破し、戦争は拡大された決闘であり、一種の強力行為であり、相手に我が方の意志を強要するにあると述べている。この行使には限界が存せず、相手に強要するものであると同時に、交互作用が生じ、この交互作用は、極度に達せざるを得ない。「戦争の目標は敵の防御を完全に無力ならしめるにある」(Carl Philipp Gottlieb von Clausewitz: *Vom Kriege*、『戦争論』、篠田英雄訳、14～32頁)と述べている。

一方カントは、『永遠平和のために』で、第1章国家間の永遠平和のための予備条項として6つ、第2章国家間の永遠平和のための確定条項として3つ、それに2つの補説と2つの付録を載せている。第1章の予備条項には、将来の戦争の種をひそかに保留して締結された平和条約は、決して平和条約とみなされてはならない、国の大小に拘わらず、継承、交換、買収、または贈与によって他の国家がこれを取得できるということがあってはならない、常備軍の全廃。対外紛争に関する国債の発行の厳禁、他の国家の体制や統治に暴力をもって干渉してはならない、将来の平和時における相互間の信頼を不可能にしてしまうような行為（たとえば、暗殺者や毒殺者を雇ったり、降伏条約を破ったり、敵国内での裏切りをそそのかしたりすること）をしてはならない、としている。「殲滅戦では、双方が同時に滅亡し、それとともにあらゆる正義も滅亡するから、永遠平和は人類の巨大な墓地の上のみ築かれることになる。それゆえこのような戦争は、したがってまたそうした戦争に導く手段の使用は、絶対に禁止されなければならない」と述べている。

第2章の確定条項では、各国家における市民的体制は、共和的でなければならない、国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである、世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない、としている。

カントは、「たとえ限りなく前進しながら近づくしかないとしても、公法の状態を実現することが義務であり、実現の希望にも根拠があるとすると、これまで誤ってそうよばれてきた平和条約（これは実に休戦にすぎない）のあとに続く真の永遠平和は、決して空虚な理念ではなくて、われわれに課せられた課題である。この課題は次第に解決され、その目標に（同じ量の進歩が起こる期間は、おそらく次第に短くなるから）たえず接近することになる」（Immanuel Kant: *Zum ewigen Frieden*、『永遠平和のために』、宇都宮芳明訳）、と後世の人に希望を托している。しかし、以後、二つの世界大戦をはじめ、多くの戦争は、カントの意に反し、共和的な世界市民になり得なかったわけである。

1、「おふでさき」で説かれていること

「おふでさき」に、

このさきハ上たる心たんへと

心しづめてハぶくなるよふ 1号19

このハほくむつかしよふにあるけれど

だんへ神がしゆこするなり 1号20

とある。「ハぶく」「ハほく」とは、「和睦」のことで、「おふでさき註釈」に、「当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念い、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたのである。」とある。

「おふでさき」13号41～55に、親神にとって世界中は皆きようだいで、どこに生活していても高低はなく、同じ魂である。親神は、この真実を世界中に承知をさせたいと思っている。そうすれば謀叛の根は切れてしまい、戦いも治まる。どうしたな

らば治まるかという、

このもよふどふしたならばをさまろふ

よふきづとめでたる事なら 13号51

「陽気づとめ」に取り掛かったならば治まるのである。神が引き受けし、働いたなら、どのようなつとめも気遣いはない。

2、「おさしづ」で説かれていること

「おさしづ」の「語彙」の中に、「戦い」「戦場」とあるのは、多く比喩的に用いられている。割書の中に用いられているのは、「日清戦争」といった具体的な戦争を指し、「人夫」や「資金」などについて伺ったもので、「おさしづ」本文では、「愛想」と論されている。「祈願」について伺ったものについては許され、祈願祭がつとめられている。

3、戦争に対する対応

戦争に対する見解として、『世界たすけへ更なる歩み—「復元」五十年にあたって』（天理教表統領室特別委員会編、1995年）では、「天理教における「たすけ（救済）」は、何よりも心の入れ替えを通しての「つとめ」と「さづけ」によって成就されるものである。とくに社会政治的な事情（戦争）に対して、直接的に介入し、そのこと自体に関与して解決を目指すという教義や方法は持っていない。ただ神にそうした事情の一日も早い治まりを祈り、「つとめ」を勤修するのみである。」(46頁)天理教における「たすけ（救済）」は、何よりも心の入れ替えを通しての「つとめ」と「さづけ」によって、成就されるものである。とくに社会政治的な事情（戦争）に対しては、直接的に介入し、そのこと自体に関与して解決を目指すという教義や方法は持っていない。ただ、神にそうした事情の一日も早い治まりを祈り、「つとめ」を勤修するのみである。「戦争という愚かな行為をこの人間世界からなくし「むほんの根」を切るためにも、一日も早い「陽気ぐらし」世界の実現が急がれているのである。それには、親神の思召に添った「たすけ一条」の実践に、私たちの格段の努力が待ち望まれているといえよう。」(72頁)

また、幡鎌一弘の「復元と革新」(『戦争と平和』おやさと研究所、2006年)では、『(管長様御)訓話集』の中の言葉からは、戦時中に親神に沿い切ろうとする中山正善の徹底した姿勢を、比較的容易に読み取ることができる。時代は親神からの与えられた絶対的なものだととらえ、「われわれは神様からの今日の時代をあてがはれてある」から、「時代に適合した通り方をさせて頂くといふことより外にない」とするのである。これを「人間の魂は神様より与えられたもので人間の自由にはならぬが、その働きである心遣ひは自由と聞かして頂いてある。使い方は人の判断による」と別の教理にたとえて述べている。このような信念があったから、国家からの要請と教団の諸問題とをすべて引き受け、教団の先頭に立って歩むことができたのである(162頁)。なにより、信仰心が篤ければ篤いほど、その思いは個人の内面に精神主義的に還元され、「戦争と平和」のような、あるいはその他もろもろの課題から、現実にはかえって遠ざかっていかざるを得なくなるような信仰心を、私達が見つめなおそうと思えば、あの戦争は避けて通れないのである(165頁)。

4、おわりに

ベトナム戦争の折、戦争を早く治めたいと願う天理教内の若者が、各地で真剣なおつとめをつとめられていた。また、ベトナムの現地へ医薬品を届に出向いた天理大学生もいた(村上智雄・西浦忠治「天理青年ベトナムに行く」『あらきとよりよう』77号、昭和44年8月)。さらに献血運動も、盛んに行われていた。

「祈って何になるのか」と問われることもあるが、「祈らずにはいられない」というのが、正直なところであろう。しかし、神が守護してやろうという、つとめが治まりとなるのである。そのつとめに当たっては、互いたすけが、先にあることを忘れてはならない。明治8年に11通りの願いのつとめを教えられており、その中に「むほんのつとめ」があることを記しておきたい。